

議案第51号

令和6年10月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

令和6年10月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和6年9月2日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

固定資産税・都市計画税の課税に関して事務執行上の適切さを欠いたことに対して、市政執行の最高責任者としての責任を明確にするため、本案を提出するものであります。

令和6年10月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 市長の給料の額は、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）

第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(市長の給料)

第2条 市長の令和6年10月の給料月額は、868,500円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和6年10月31日限り、その効力を失う。